

立川市少年野球連盟

規約

2015/1/30

立川市少年野球連盟 規約

第1章 総則

第1条 (名称)

本団体の名称を、立川市少年野球連盟と称す。(以下本連盟と略す)

第2条 (事務所)

本連盟の事務所を立川市内に置く。

第3条 (目的)

本連盟は、立川市に所在する少年野球チーム(以下チームと略す)を統括し、少年野球の興隆発展に寄与し、併せて少年の健全な育成、体位向上を目標とし、チーム相互の協力により運営と親善を図ることを目的とする。

第4条 (事業)

本連盟は、前条の目的を達成する為に次の事業を行う。

1. 各種少年野球大会の企画実施
2. 所属チームの連絡・助成
3. 少年野球技術向上の為に講習会等の開催
4. 東京都軟式野球連盟に加盟(準加盟)し立川支部とする。
5. 各種少年野球大会へ代表チームの派遣
6. その他、本連盟の目的達成に必要な事項

第5条 (組織)

本連盟は、本規約第6条、及び第7条の規定に従い、所定の手続きを行い、本連盟に登録したチーム、及び本連盟の趣旨に賛同し、少年野球を愛好する者を以って組織する。

第2章 登録及び加盟・脱退

第6条 (チーム登録)

本連盟に登録するチームは、立川市に所在し、次の条件を具備したうえで、本連盟所定の「連盟登録用紙」に必要事項を記入し、本連盟事務局に提出する。登録は毎年2月とする。変更がある場合は、本連盟所定の「連盟登録変更用紙」に必要事項を記入し、本連盟事務局に提出する。

1. 小学校六年生までの選手で編成されたチームであること。選手は男子、女子を問わないものとする。
2. 20歳以上の指導者を有するチームで、指導者が本連盟の運営に協力できること。
3. 本連盟が主催・主管する大会、及び本連盟からの審判員派遣要請に対して応諾可能な審判技術を持つ人材を有していること。
4. チームに所属する選手全員がスポーツ障害保険に加入し、保護者の承諾を得たチームであること。
5. 本連盟が定める規約、その他の規定が遵守できること。

第7条 (選手資格・登録)

本連盟に登録できる選手は、原則として立川市に在住、在学の学童とし、男子、女子を問わないものとする。

登録は大会毎に行い、本連盟所定の「連盟選手登録名簿」に必要事項を記入し、本連盟事務局に提出する。追加登録は随時可能とする。

第 8 条 (新規加盟)

本連盟への新規加盟(中途加盟も含む)は、理事会の承認を必要とする。

第 9 条 (加盟手続き)

新規加盟を申請するチームは、本連盟が定める「加盟申込書」へ必要事項を記入し、本連盟事務局へ提出しなければならない。

本連盟事務局は、理事会に報告し、理事会は加盟の可否を審議し、結果を事務局より申請チームへ回答する。ここで云う新規加盟の申請は、過去に登録されたチームが、一度脱退し、再度加盟を希望する場合も適用される。この場合脱退した理由、期間は問わない。

第 10 条 (登録費・新規加盟金)

1. 登録するチームは、所定の登録費を納入しなければならない。登録費納入をもって登録の完了と認め、本連盟会員の資格を得る。
2. 新規加盟チームは、所定の新規加盟金、登録費を納入せねばならない。過去に登録されたチームでも一年以上登録されない場合は、新規加盟チームとして扱う。
3. 登録費・新規加盟金は別に定める。

第 11 条 (脱 退)

チームは、次の事項に該当したとき、理事会の承認を得て、本連盟会員の資格を失い、脱退するものとする。脱退に際して既に納金された新規加盟金、登録費等財産上の一切の権利を失う。

1. 本規約第 6 条に定める条件を具備しなくなったとき。
2. チーム代表者が脱退の意思を理事会に表明したとき。

第 3 章 役 員

第 12 条 (役員の種類別)

本連盟役員は、会長、理事、監事を以って構成する。

1. 会 長 1 名
2. 副会長 1 名
3. 理事 本規約第 13 条により選出された人数

なお理事互選により下記役職を置くものとする。

理 事 長	1 名	会 計	1 名
副理事長	2 名	運営部部长	1 名
審判部部长	1 名	運営部副部长	若干名
事務局長	1 名	広報部部长	1 名
事務局次長	若干名	広報部副部长	1 名

事務局次長、運営部副部长の人数は、選出される理事の数により決めることとする。

4. 監 事 2 名

第 13 条 (選 出)

1. 会長及び副会長
本連盟総会で決定する。
2. 理事

本連盟登録チームより選出された各チームを代表とする者と、改選時の理事会、及び審判部が推薦する者のなかから、会長が指名し、本連盟総会で承認を得る。

3. 監 事

本連盟登録チームより推薦された者と、改選時の理事会が推薦する者のなかから、会長が指名し、本連盟総会で承認を得る。

第14条 (名誉会長・顧問)

本連盟に名誉会長、顧問を置くことができる。名誉会長、顧問は総会の承認を得て、会長が委嘱する。

第15条 (役員)の職務)

1. 会 長

本連盟を代表し連盟を統括する。

本規約第4条第4項に定める「東京都軟式野球連盟」立川支部長を兼務する。

2. 副会長

会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。

3. 理事

本規約第12条第2項に定める役職を担当し、本連盟事業の企画・運営・実行にあたる。

また本連盟登録チームより選出された理事は、本連盟に対し、所属するチームを代表する。従って本連盟運営にあたって本連盟からの指示、要請、連絡事項を、確実、且つ速やかにチーム内、関係者へ伝達し、対応するものとし、本連盟と所属するチームとが、全てにおいて情報を共有し円滑な運営が計られるよう活動する。

(1) 理事長は、理事を代表し本連盟事業の企画・執行にあたる。

(2) 副理事長は、理事長を補佐し、各部に指導・助言・助成を行い、理事長に事故あるときはこれを代行する。

(3) 審判部部長は、別途組織する審判部を統括し、本連盟の審判に関わる事項一切を担当し、審判に関わる一切の権限を有する。

(4) 事務局長は、連盟記録の保持、事務連絡業務(含・関係諸団体との連絡業務)、その他連盟の総務・庶務業務を遂行する。

(5) 会計は、本連盟の会計を担当する。

(6) 運営部部長は、本連盟が主催・主管する大会の運営を行い、大会参加チームの掌握、試合の組み合わせ、試合グラウンドにおける運営に関わる事項を担当する。

本連盟の保有する備品、用具類の管理を担当する。

(7) 広報部部長は、本連盟の活動を対外的に広報する事を担当する。

(8) 各部副部長、事務局次長は、各部局長を補佐し、各部局の分掌において、その職務を遂行する。各部局長が事故あるときはこれを代行する。

4. 監 事

本連盟の事業及び会計を監査する。

第16条 (任 期)

役員任期は、次に定める。

1. 会長はその役職遂行不能になった場合、または、辞任の申し出があった場合とし、欠けた場合は本連盟総会で決定する。決定するまでの間は、本規約第15条の規定により代行者を置

くものとする。名誉会長・顧問はその役職遂行不能になった場合、または、辞任の申し出があった場合とする。

2. 本連盟登録チームに所属しない理事及び監事の任期は、3月1日から翌々年2月末日までの2年とする。2年を一期とし、再選は原則三期までとする。ただし、それ以降は、本連盟総会で議決された場合、複数再選は妨げないものとする。任期満了に満たない時点で欠員がでたとき、会長が指名し、本連盟総会で承認を得る。決定するまでの間は、本規約第15条の規定により代行者を置くものとする。後任者の任期は前任者の残任期間とする。
3. 本連盟登録チームを代表としての理事の任期は特に定めない。ただし、理事、及び理事が所属するチームの都合により、理事の交代等の変更があったとき、チーム代表者はその責任において速やかに後任者を決定し、本連盟事務局に届け出なければならない。

第17条 (理事、監事の解任)

理事、監事が次の各号のいずれかに該当するときは、総会における議決に基づき解任することができる。この場合において、当該理事、監事に対し、議決前に弁明の機会を与えることができる。

1. 心身の故障のために、職務に堪えないとき。
2. 職務上の義務違反、その他理事、監事として相応しくない行為があったとき。

なお、理事・監事が解任となった場合は、本規約第16条第2項、第3項に準じて後任者を選出する。

第4章 会議

第18条 (種別)

本連盟の会議は、総会、理事会とする。

第19条 (総会)

総会は、本連盟の最高決議機関とし、「本連盟登録チームの代表者」と役員を以って組織し、会長が招集する。議長はその総会において出席者の中から選任する。なお理事が「本連盟登録チームの代表者」として出席することを妨げない。

1. 定期総会は、毎年2月に招集し、次の事項を議決する。
 - (1) 前年度事業報告、及び会計決算報告・会計決算監査報告の承認の件
 - (2) 今年度事業計画、及び予算の件
 - (3) 役員を選任に関する件
 - (4) 規約の変更
 - (5) 理事会の提案事項
 - (6) その他必要なる事項
2. 臨時総会は、本連盟の目的遂行にあたり必要あるとき、理事会の決議により開催できることとする。

第20条 (理事会)

理事会は、本規約第12条第3項に定める役員で構成し、理事長が必要と認めるとき招集し、事務局長が進行役となり、次の事項を討議・決議する。また、会長・副会長および監事は出席し、意見を述べることができる。

1. 前年度事業、及び会計決算の確認
2. 今年度事業計画案、及び予算案の作成

3. 総会、理事会で決議された事項の執行に関する件
4. 本規約で規定された事項の決議
5. 総会に付議すべき事項の決定
6. その他必要なる事項

第21条（成立・議決）

総会、及び理事会は、組織・構成する者の3分の2以上の出席を以って成立し、総会の決議は出席した登録チームの過半数を以って決し、理事会の決議は出席者の過半数を以って決する。賛否同数の場合、総会は会長、理事会は理事長が決定する。

会議出席不能の者は、委任状をもって議決権を代行させることができる。これを行わない者はその議決に異議の申し立てをすることができない。

第22条（議事録）

総会及び理事会の議事については、議事録を作成する。

1. 議事録を作成する者は、事務局長、または事務局次長とする。
2. 理事長は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 会計

第23条（経費）

本連盟の経費は、本連盟登録チームの納金する会費(新規加盟金を含む)、寄付金、及びその他の収入を以ってこれに充てる。会費は次に定めその額は理事会で決定する。一度納金し、本連盟が受領した会費は理由の如何を問わず払い戻しはしない。

1. 登録費(新規加盟金を含む)
2. 大会参加費(大会毎)
3. 選手登録費(春季・夏季・秋季の定期大会毎)
4. その他、周年記念積立金、運営協力費等、総会、及び理事会で議決されたもの。

第24条（会計・事業年度）

本連盟の会計・事業年度は、3月1日から翌年2月末日とする。

第6章 その他

第25条（規約の改正）

本規約の改正は、本連盟総会の議決を経なければならない。

第26条（細則）

本規約、執行上必要な細則は、理事会でこれを定める。

第27条（大会）

本連盟は次の大会を実施する。

1. 春季・夏季・秋季定期大会
2. その他、理事会にて議決された大会

第28条（大会規則）

本連盟の大会規則は、公認野球規則、当該年度版全日本軟式野球競技者必携を準用する。また、本連盟は競技運営上、特別規則を理事会の議決に基づき別に定めることができる。

第29条（組み合わせ）

大会組み合わせは、出場チーム代表者による抽選会にて行う。

第30条(権利)

本連盟登録チームは、本連盟主催大会に出場権を得る。

附則

本規約は、昭和57年4月1日より施行する。

平成25年3月20日改正

平成27年2月22日改正